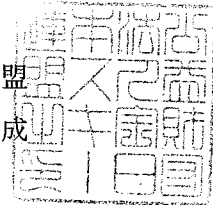


平成 29 年 9 月 14 日

加盟団体各位

公益財団法人全日本スキー連盟

教育本部長 登山 一成



公認スキーパトロール規程改正に伴う公認スキーパトロール資格の義務研修について

平素から、本連盟の運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記について、平成 29 年 7 月 15 日開催の第 5 回理事会に於いて、公認スキーパトロール規程が改正されました。

それに伴い、2018（平成 30）年度から、スキーパトロール資格の義務研修は、3 年に 1 回の義務研修から、2 年に 1 回の義務研修に変更になり、2 年続けて研修会を受講しない場合は、公認スキーパトロール資格が停止になります。

但し、以下の表のとおり、2017（平成 29）年度までに、スキーパトロールを取得された方は、取得年度から 3 年間資格が保有され、スキーパトロール研修会を受講された方も同様に、受講年度から 3 年間資格が保有されます。

このことについて、貴連盟の関係者に周知していただきますようお願い申し上げます。

スキーパトロール資格取得年度または スキーパトロール研修会受講年度	研修会受講期限
2015 年度	2018 年度
2016 年度	2019 年度
2017 年度	2020 年度
2018 年度	2020 年度

